

平成29年度 自殺対策強化月間(平成30年3月) 関連事業一覧

項目	内容	期日・場所 [対象等]
ワンストップ支援を考える 地域セミナー	<p>多重的な困難をかかえ、自殺リスクが高まった人々への支援については、より包括的なワンストップ支援を行うための連携を強化していくことが必要です。そのためには、困難をかかえた人々の支援に関して、各領域で使用されている”ことば”や、連携方法などを、地域の関係者の中で共有することが重要となります。</p> <p>本セミナーは、地域の関係者が様々な領域の情報を共有し連携しながら包括的な支援を実践できるようになることを目的に、JDC(日本うつ病センター)が作成した連携支援のための手引き『ワンストップ支援における留意点』の活用方法を学ぶとともに、「地域に必要とされる包括的なケアシステムとはどのようなものか」について、地域での支援活動に携わっておられる関係者とともに考えていこうと思います。</p> <p>①講義:連携支援のための手引き『ワンストップ支援における留意点』の活用方法について ②実践報告 ③シンポジウム「北九州でのワンストップ支援を考える」</p>	<p>2月27日(火) 14:00～17:30 小倉北区大手町11-4 北九州市立男女共同参画センター「ムーブ」5階 大セミナールーム</p>
自殺予防ポスター掲出	<p>市民に対し自殺対策・自殺予防について広く啓発・啓蒙することを目的に、自殺予防ポスターをJR駅(北九州管内)及び北九州モノレール駅に掲出する。</p>	<p>【予定】 3月1日(木)～ JR駅(北九州管内)及び北九州モノレール駅</p>
パネル展	<p>・市政情報コーナー(市庁舎1階)におけるパネル展示</p>	<p>3月1日(木)～30日(金)</p>
電話相談	<p>「こころの健康相談統一ダイヤル」(厚生労働省)に参画 ※北九州市内の固定電話から全国共通の統一番号(0570-064-556)にかけると、精神保健福祉センターに常設する「自殺予防こころの相談電話」につながる</p>	<p>3月1日(木)～31日(土) 各9:00～17:00 (土日祝は除く)</p>
図書館との連携	<p>市内の図書館で、パネル展示やリーフレット配付を行う。 また、4館でメンタルヘルズ講座を実施する。</p> <p>【メンタルヘルズ講座】 ①3月9日(金) 10:00～12:00 家族が認知症になったら・介護や介護者の心のケア(若松図書館) ②3月10日(土) 13:00～14:30 認知症の症状・予防法など全般(八幡西図書館) ③3月17日(土) 14:00～16:00 自分のSOSが分るストレスマネジメント講座(北九州パレス) ④3月21日(水) 10:00～12:00 幸せの人間関係(戸畑図書館)</p>	<p>3月中 若松図書館 八幡西図書館 北九州パレス 戸畑図書館</p>
関係機関等との連携	<p>関係機関に対し、啓発用ポスター(厚生労働省作成)等を配布・掲載。</p>	<p>3月中</p>
自殺未遂者支援者研修 (消防職員編)	<p>自殺未遂者は既遂者の約10倍を超えており、自殺未遂者の10人に1人は、将来、自殺で死亡するとの調査結果がある。自殺未遂者の再企図の再企図を防ぐことは、自殺を減らす最も重要な取り組みのひとつである。 自殺に傾く人に最初に介入する機会の多い消防職員(救急隊員)を対象に、自殺についての基礎知識や精神症状のある人への対応等を学ぶ研修を開催する。</p>	<p>3月2日(金) 9:00～11:00 小倉北区東港1-2-5 消防局訓練研修センター 別館3階 大研修室</p>

北九州市民精神保健福祉の集い「災害と心の健康」	別紙のとおり、「災害と心の健康」をテーマに、第28回北九州市民精神保健福祉の集いを開催する。 主催:北九州精神科診療所協会 共催:北九州市、公益社団法人日本精神神経科診療所協会、など	3月3日(土) 14:00～16:00 小倉北区馬借1-7-1 北九州市総合保健福祉センター 2階 会議室
街頭啓発	朝の通勤時間帯に街頭啓発を実施 【配布物】 ・市民から募集した大切な人や身近な人に届けたい「ひとこと」・苦しいときに救われた「ひとこと」を掲載したメモ帳	3月8日(木) 8:00～9:00 JR小倉駅 (小倉城口)
くらしとこころの総合相談会	困難な背景を抱える方の相談について、様々な専門職(弁護士、司法書士、精神保健福祉士、臨床心理士など)からなる相談員が、受けることで、解決の道筋をたてるため、相談会を開催する。	3月28日(水) 10:00～15:00 小倉北区馬借1-7-1 北九州市総合保健福祉センター 5階 精神保健福祉センター

【自殺対策強化月間とは・・・】

最近の自殺をめぐる厳しい情勢を踏まえ、様々な悩みや問題を抱えた人々に届く「当事者本位」の施策の展開ができるよう、政府全体の意識を改革し、一丸となって自殺対策の緊急的な強化を図るため、自殺総合対策会議において、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」を決定し、例年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と国が定めたもの。

自殺対策強化月間では、地方公共団体、関係団体等とも連携して、重点的に広報啓発活動を展開するとともに、関係施策を協力を推進するため、経済団体、労働団体、関係する職能団体、当事者等の団体及び支援団体及び関係する学会、直接自殺対策に関する活動を行っている団体以外の、広い意味での自殺対策に資する活動を展開している団体及び自殺対策に関する普及啓発事業等に協力することのできる全国組織・体制を有する団体等、できる限り幅広い団体からの協賛を得て、当事者が支援を求めやすい環境を作るための「生きる支援」として展開することとしている。

本市においても自殺対策強化月間の一環として事業を実施するもの。